

## 第2回信濃川水系流域委員会上流部会 議事要旨

開催日時：令和4年1月11日（火） 14：30～16：30

場 所：千曲川河川事務所 2階 大会議室及び各委員所属場所等

議事次第：1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者の紹介

4. 議事

(1) 第1回信濃川水系流域委員会上流部会でのご意見について（報告）

(2) 令和3年8月出水概要（報告）

(3) 令和元年東日本台風への対応状況と「流域治水」について（報告）

(4) 河川整備計画変更（原案）について

(5) 千曲川直轄河川改修事業の事業再評価について

5. 閉会

### ○議事

(1) 第1回信濃川水系流域委員会上流部会でのご意見について（報告）

(2) 令和3年8月出水概要（報告）

(3) 令和元年東日本台風への対応状況と「流域治水」について（報告）

(委員 A)

- パリ協定で、平均気温が2度上昇した場合雨が1.1倍とあるが、30年とか50年先を見越すと、1.1倍より大きくなることはないか。

流域治水の取り組みとして考えていることがあれば教えていただきたい。

(事務局)

- 気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言改訂版（令和3年4月）に記載のとおり、パリ協定に基づく平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ（降雨量1.1倍）に基づいて、気候変動を踏まえた計画への見直しとしている。

流域治水の取組としては、今現在、緊急治水対策プロジェクトにて、ため池の治水活用、既設ダムの事前放流、また下水道の分野では雨水貯留槽や各戸への雨水貯留タン

ク、農水省所管では田んぼダム、水田による雨水貯留の整備を行っている。ただし雨水貯留の可能性については、昨年3月に立ち上げた流域治水協議会にて、国土交通省だけではなく、農水、林野、下水道、あらゆる機関で検討を行っていく。

(委員 A)

- 流域治水に関しては、これまで個別に対応しようとしていた取組を、水系流域一貫として連携して取り組んでいくという理解でよいか。

(事務局)

- その通りである。

(委員 B)

- 令和3年8月出水での東京電力の奈川渡ダム等3ダムによる事前放流については、流域治水で河川管理者以外の機関が治水に貢献した良い事例であるため、放流抑制を行わなかった場合の被害予想など、治水効果について広報した方が良い。

(事務局)

- 委員の御意見を参考に、今後検討していく。

(委員 C)

- 奈川渡ダム等3ダム以外のダムでも事前放流が実施されたと思うが、例えば立ヶ花地点で洪水流量をどのくらい低減させたかとかという試算があれば教えていただきたい。

(事務局)

- 今回の洪水における立ヶ花基準地点の事前放流による効果については算定していないが、基準地点にも効果があったと考えている。

#### (4) 河川整備計画変更(原案)について

(委員 A)

- 今後更なる気候変動による大規模な洪水が予想され、立ヶ花狭窄部について、河積を確保する河道掘削だけでは、狭窄部という地形的な制約から限界があるのと考えられ、狭窄部上流が氾濫原となると思われるが、氾濫原を遊水地として活用するという考え方はないか。

(事務局)

- 今回の変更（原案）では、令和元年東日本台風洪水を踏まえて、立ヶ花基準地点で8,300m<sup>3</sup>/sの流量に対応した河道とし、新潟県側の小千谷基準地点の11,000m<sup>3</sup>/sとの上下流バランスを考慮している。

今後、目標流量をさらに引き上げる場合には、委員の御意見のようなことも含め、今後検討を行うことも考えられる。

（委員 D）

- 立ヶ花基準地点で8,300m<sup>3</sup>/sの流量に対応した河道がすぐに完成するわけではない。整備過程でどの程度の洪水が発生することを想定しているか教えていただきたい。

（事務局）

- 気象現象であるため、整備過程で発生する洪水頻度を明言することは難しいが、整備過程においても被害を軽減する対策に取り組んでいく。例えば、地形的要因のため越水の危険が内在し、決壊した場合に甚大な被害が発生する区間において、粘り強い河川堤防等の整備といったハード対策や、ソフト対策といった減災対策に取り組んでいく。

（委員 D）

- 5年後、10年後など段階的な目標があれば教えていただきたい。

（事務局）

- 当面の整備としては、令和9年度末までの緊急治水対策プロジェクトにて、令和元年洪水対応として、立ヶ花基準地点で8,600m<sup>3</sup>/sの洪水を堤防から越水させないように整備を行う。ただし、令和9年度末までの緊急治水対策プロジェクトでは、令和元年東日本台風と同規模の洪水を計画高水位以下で流下させることは難しく、あくまで堤防からの越水被害の防止を目標としている。

（委員 A）

- 資料－4－1の9ページに、「実効性のある事前防災対策を行うため、関係機関と連携したハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に」と記載があるが、一体的とはどう理解したらよいか教えていただきたい。
- ハード対策に対してソフト対策は時間がかからないため、ハード対策とソフト対策を切り離して進めてもよいのではないか。

(事務局)

- 河川の整備には時間を要するため、ハード対策を進めながらソフト対策も進めていくという意味として一体的と表現している。

(委員 B)

- ソフト対策だけでは限界があり、ハード対策に頼らざる得ない場合も想定されるため、ハード対策とソフト対策は一体的に進めるべきと考える。  
具体的には、浸水域にある高齢者施設の中には、避難確保計画をつくったとしても、避難に要する時間が長くなり、実際に避難できない場合も想定される。このような場合には、ハード対策で守るという考え方もあり得る。

(委員 E)

- 河川防災ステーションの整備、かわまちづくり、流域タイムラインの運用にあたっては、実際少し進めたところで課題をフィードバックして、何年かごとに計画を見直していくことも必要と考える。

(事務局)

- 流域タイムラインについては、行政、防災関係機関が携わっており、P D C Aサイクルを回して、洪水期の振り返りを行い、次に向けて改善をして体制をつくっていく。また、コミュニティタイムラインについては、現在長沼地区が先導的に行っており、住民自治協議会が災害対策本部を設置して運用されている。長沼地区では毎年、コミュニティタイムラインに基づく水害対応訓練を実施し、P D C Aサイクルを回してコミュニティタイムラインを見直している。  
かわまちづくりの具体的な事例としては、千曲川北信5市町のかまちづくりを進めている。ハード整備を進める中で、ワーキンググループを設けて、その活用方法等運用面の話し合いを行い、継続性のあるかわまちづくりを進めている。

(委員 E)

- フィードバックの結果を踏まえて必要に応じて事業自体を変更するなど、アウトカム主義の視点も取り入れていただきたい。

(事務局)

- かわまちづくりについて、この場所をどのように活用していくかという話合いの中でハード整備の見直し等が必要になれば、計画を変更して進めていく。

(委員 B)

- 資料－４－１の22ページ、タイムラインの中で、コミュニティタイムラインとマイ・タイムラインの記載がある。コミュニティタイムラインの作成主体はコミュニティ、それからマイ・タイムラインの作成主体は家族であり、国ではない。あくまで国はこれらのタイムライン作成の技術的な支援をする立場であることを、誤解を受けないように記載していただきたい。

(事務局)

- 表現方法については検討課題とさせていただく。

(委員 C)

- 自然再生事業の成果を生かしながら、希少種あるいは在来の種類に配慮して河道の掘削等を進めていただきたい。

(委員 F)

- 河川防災ステーションの整備やかわまちづくり等については、施設を整備するだけではなく、施設を使って地域住民の方が自然や川との向き合い方、すなわち河川整備で安心しきらない防災への備えなど、自然観を日常的に学んでいくということが重要である。

(委員 D)

- 地域住民はすぐに令和元年東日本台風に対応した整備が完了すると誤解する可能性があるため、整備には時間を要するという趣旨を記載する必要があるのではないか。

(事務局)

- 委員の御意見も踏まえて、今後の課題とさせて頂く。

(委員 A)

- 費用と工事工期の両面から、すぐに整備を完了することはできないため段階的に実施する旨を付け加えることが必要ではないか。

## (5) 千曲川直轄河川改修事業の事業再評価について

(委員 B)

- 全国的にマニュアルに沿った事業評価のやり方ではカウントできない評価、例えば、災害発生による地価の下落等を評価結果と併せて示すという方法はないか。

(事務局)

- 現段階では全国的に統一されたデータを用いて評価しているため、浸水区域の地価の下落などの具体的に反映させることは難しい。

(委員 B)

- 金額の価値に直せなくても、定性的な表記だけでもよいと考える。  
長野県は企業や移住者を誘致しようとしているが、洪水被害が発生すれば、そのイメージに傷がついてしまう。そういうことも事業評価の判断項目の一つになり得るのではないか。事業評価は経済性だけで行うべきものではない。

(部会長)

- こういった視点は今後必要になってくる場合が多くなってくると思うので、今後は是非検討頂きたい。

(部会長)

- 信濃川水系河川整備計画の変更原案と、それを踏まえて千曲川直轄河川改修事業の事業再評価の説明をいただいたところですが、今後この事業を進めていくことにつきまして、資料-5-1の25ページの対応方針にあるとおり、「引き続き事業を継続することが妥当である」ということでよろしいでしょうか。

(委員)

- 異議無し。

(部会長)

- 異議無しということで、部会として承認します。